

実名報道の意義

220730 西川桃子

- 1 はじめに
- 2 実名報道に関する観点
- 3 おわりに

1 はじめに

少年法では原則として、本人の名前等の特定に繋がる実名報道は禁止されている。これは少年法が少年の成長発達や更生を図ること、少年のプライバシーや名誉を保護することを目的としているためである。一方、改正された少年法では18・19歳の「特定少年」が検察に逆送されて起訴された場合に限り、実名報道が解禁された。¹2022年に中国新聞デジタルが公開した「実名報道の賛否に関して」というアンケートの結果によれば、賛成派の合計は約89%と非常に高い数値となっており、賛成の理由として挙げられた「本人が立ち直る機会を奪うことになる」「SNSで虚偽の情報が拡散する恐れがある」というのは特定少年だけではなく、すべての加害者少年に等しく同じことがいえるのではないだろうか。さらに私個人の考えと

¹ 中国新聞デジタル (2022/3/20)

[特定少年の実名報道に賛成89%【写真】 | 中国新聞デジタル](#)

しては、罪を犯したのであれば年齢を問わず名前を出すことで、社会的な制裁を受けることも一つの教育であり、再犯防止にもつながると感じている。しかし、実名を公開することによって一定のデメリットが生じてしまうことも明らかである。だからこそ、今までの授業を通して学んだことを含めて「実名報道がなぜ求められているのか、その意義とは何なのか」を様々な観点から明確化するためにこのようなテーマを設定し、以下3つの観点から検討していく。

2 実名報道に関する観点

(1)情報の一人歩きを防ぐ

²川崎市で当時中学一年生の男子生徒が刺殺された事件。容疑者の逮捕前からインターネット上には「犯人です」と名指しされた未成年者が複数人晒されてしまった。さらにこのような投稿の末尾には「拡散希望」「見つけたらすぐに連絡をください」といった、犯人だと断定するような言葉が添えられていたそう。この事件は授業でも扱ったように「週刊新潮」がリーダー格の加害者少年の実名と顔写真を公開した。これは日本弁護士会や横浜弁護士会ら

² SNS と少年法 神奈川新聞 (2015/3/1)

[「犯人」ネットで拡散 SNS と少年法 | 社会 | カナロコ by 神奈川新聞](#)

が反対声明を発表したが、インターネット上では「それだけのことをしたのだから当然だ」という賛成の声が多く寄せられた。今回の事件で個人情報が拡散されてしまった人は 10 人前後、中には全く無関係な人も含まれており、脅迫や誹謗中傷を受けて外出や人混みに恐怖を感じてしまう人もいたそう。ネット社会となった昨今だからこそ、信頼できるマスメディアが犯人の実名を公開することは、無関係な人々の命や心を守ることに繋がっていると思う。

(2)被害者の情報は公開されている

前述の通り、加害者少年の推知報道の禁止は少年法第 61 条で制定されている一方で、被害者少年の個人情報を保護する法規定というのは存在しない。被害者の実名報道がされた事件として「³桶川ストーカー事件」を一例に検討を行う。この事件は女子大生が元交際相手の男を中心とする犯人グループからストーカー行為などの嫌がらせを受け続けた末、高崎線桶川駅前で殺害された「ストーカー規制法」が制定されたきっかけにもなった事件。犯人が風俗店を営んでいたという点と結びつけて、被害者である詩織さんは風俗嬢だった、お金を欲しがる悪い女だったといった嘘が出回った。さらにご自宅には連日、マスコミが押し寄せ、

³ 桶川ストーカー事件 遺族に聞く実名報道が必要な理由 FNN プライムオンライン (2020/7/16)
[それでも実名報道が大切な理由 桶川ストーカー事件の被害者遺族に聞く\(2\) 実名報道を考える第二回～京都アニメーション放火事件からまもなく一年～ | FNN プライムオンライン](#)

ご近所の玄関を車で塞ぐなど近隣への被害も多発していた。そこでご遺族はマスコミがいなくなった瞬間を見計らって、ご近所に品物をもって謝罪をして回っていたそうだ。父親である健一さんには「私たちは被害者なのになぜこんなことをしなければならないのか」といった思いがあったそう。これらの騒動は被害者の実名が公開されなければ起こらなかった二次被害。もし発表しなければという思いはもちろんあったそうだが、「詩織の人生は A 市の B 子さんで片付けられないです。生まれた人生や人格もあるのに、それを匿名にする必要はない」と話していた。また、事件から数年経ったとき、偶然にも事件現場で手を合わせる親子を見かけたそう。「思わず涙が出そうになった」と語っていた。

このように、実名を公開することで残された家族への影響というのは加害者・被害者共に発生するものだと思う。先ほど「情報の一人歩きを防ぐ」という観点の中で紹介した「実名を公開することで関係のない方への二次被害を防ぐ」という部分とは反対に、「実名を公開しなければ家族への二次被害を減らすことが出来る」という観点も実名報道の是非が議論される理由の一つだろう。しかし実名を公開することで、「その人がどんな人だったのか」「どんな事件であったのか」という部分がより明確化して、人々の心に鮮明に残ることが明らかになったと思う。またこの事件を通して、マスコミの報道の仕方や事件当時の警察の対応、ストーカー規制法のきっかけとなった。被害者の実名が公開されているだけでもここまで大きく社会が変わるきっかけが与えられているため、加害者の実名が公開されれば更なる変革はもちろん、性格や生い立ちを報道することで、似た状況に置かれている人への新たな

犯罪の抑止に繋がる可能性もあると考えている。

(3)少年法に守られているという甘え

2021年に発表された⁴犯罪白書のデータによれば、前年に確認された再犯率は34.7%。罪を犯した少年の内約3人に一人は再犯に手を染めているということになる。⁵女子高生コンクリート詰め殺人事件を紹介する。この事件は不良少年グループが通りすがりの女子高生を拉致して輪姦（りんかん）し、その後40日以上にわたって監禁して集団で暴行・強姦を行い、少女を死亡させた後に遺体をコンクリートに詰めて東京湾に遺棄した事件。事件の残虐性から、犯人である4人の少年らは少年事件としてはとても重い刑を求刑・執行された。さらに事件から数年経った後に、⁶主犯格の少年Aは振り込め詐欺、少年Bは一般男性に対して逮捕監禁致傷事件、少年Cは埼玉県で通行人の男性に対して、首をナイフで刺して殺害しようとした事件が発生し、殺人未遂容疑で逮捕された。少年AとBは共に養子縁組によって名前を変えていたが、性根が変わっていなかったり、就職しても周囲に事件のことがばれてしまい居場所を失って再び犯罪に手を染めてしまったことを明かしている。少年Bに至っては、二度目の事件の際に「女子更生コンクリート詰め事件」で逮捕された加害者であることを誇

⁴ [令和3年版 犯罪白書 第5編/第2章/第5節/1](#)

⁵ [Rekishiru \(2023/9/7\)](#)

[コンクリート事件で被害者がされたことは？悲惨な事件の詳細 - レキシル \[Rekisiru\]](#)

⁶ [コンクリ殺人事件の犯人のその後 NEWS ポストセブン \(2018/9/1\)](#)

[綾瀬コンクリ殺人の犯行グループのその後 4人中3人が再犯 | NEWS ポストセブン](#)

らしげに語り、相手に対する脅し文句として使っていたそうだ。もちろん事件によって様々な背景があって、更生の意欲が非常に高い加害者少年もいるとは思いますが、実名が公開されないことを逆手にとって性根が変わらず再び犯罪に手を染めてしまう少年もいるだろう。実名を報道して社会的に裁きを受けることで心境の変化や今後の人生を見つめなおす大きなきっかけになると思う。

3 おわりに

少年法の根幹とは、「保護」そして「教育」である。少年の健全な育成を図るためには「罪を犯す」ことの重大さを実感し、心から償うことでようやく一人の人として成長できるのではないかと考えている。しかしこれでは少年が「保護されていないのではないか」と感じる方もいるかもしれないが、私は「実名報道をしないということが、少年を保護している」ということに必ずしも結びついていないと考えている。実際、現在少年法によって特定少年以外の推知報道は禁止されているものの、3人に一人の確立で再び犯罪に手を染めているのが現状だ。これらに関しては実名報道の是非ではなく、行政などの様々な機関が就職先を提示したり月に一度相談会を設けたりと、社会復帰に向けた支援によって改善されるものではないだろうか。それらを素直に受け入れて、再び犯罪に手を染めないようにまずは実名を公開して一人の人として裁かれることが大切だと感じている。事件内容によっては、実名報道を

しないことに意義が見出される場合もあるため慎重な捜査や審議が求められるが、私はこの
ような見解から実名報道には十分な意義を見出すことが出来ると考えている。